資料２－８

Ｊークレジット制度
方法論策定規程
（森林管理プロジェクト用）（案）

Ver.0.0

平成25年●月●日

目次

第 1 章　総則 1
1.1　目的 1
1.2　用語の定義 1
1.3　本規程の構成 1
1.4　国際規格への準拠 1
1.5　基本文書一覧 2
第 2 章　方法論の基本的事項 3
2.1　方法論の体系 3
2.2　方法論の構成 3
2.3　吸収量の概念 4
2.4　吸収量の算定で考慮すべき吸収活動及び排出活動 4
第 3 章　各構成要素の策定規程 5
3.1　方法論番号 5
3.2　方法論名称 5
3.3　適用条件 5
3.4　吸収量の算定 5
3.5　プロジェクト実施後吸収量の算定 5
3.6　プロジェクト実施後排出量の算定 6
3.7　ベースライン吸収量の考え方 6
3.8　ベースライン吸収量の算定 6
3.9　モニタリング方法 7
3.10　付記 7
3.11　附属書 7
第 4 章　方法論の策定及び改定手続 8
4.1　方法論の策定手続 8
4.2　方法論の改定手続 8

第1章　総則

1.1　目的

Ｊ－クレジット制度方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）（以下「本規程」という。）は、Ｊ－クレジット制度の吸収量及び排出量の算定及びモニタリングが正確でかつ簡易なものとなるように方法論として必要な要件を規定するとともに、透明性のある方法論の策定手続を規定する。

1.2　用語の定義

本規程で使用する用語の定義は、実施要綱及び実施規程（プロジェクト実施者向け）に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

用語	定義
適用条件	方法論を適用するために必要となる条件
排出活動	温室効果ガスを排出する活動
吸収活動	温室効果ガスを吸収する活動
プロジェクト実施地	プロジェクトにより森林施業（間伐、主伐及び植林等）が実施される範囲

1.3　本規程の構成

本規程の構成は、以下のとおり。

第 1 章　総則
　本規程の目的及び用語の定義等について規定する。
第 2 章　方法論の基本的事項
　方法論の体系及び方法論の構成等の基本的事項について規定する。
第 3 章　各構成要素の策定規程
　方法論の各構成要素において求められる内容について規定する。
第 4 章　方法論の策定手続及び改定手続
　方法論の策定及び改定手続について規定する。
第 5 章　改定履歴
　本規程の改定履歴について規定する。

1.4　国際規格への準拠

本規程は、吸収量及び排出量のモニタリング手法等に関する国際標準である、ISO14064-2 に準拠して作成している。

- ISO14064-2 温室効果ガス　—第2部 プロジェクトにおける温室効果ガスの排出量の削減又は吸収量の増加の定量化、モニタリング及び報告のための仕様並びに手引—

1.5　基本文書一覧

Ｊ－クレジット制度における各文書の内容及び当該文書に定められた要求事項を順守しなければならない主体（「利用者」欄に明記された主体）は以下のとおり。

	文書名		規定内容	利用者
①	実施要綱		Ｊ－クレジット制度の基本的方針及び原則、各種委員会等の業務並びにＪ－クレジット制度を利用する者が従うべき要件及び手続を定めるもの	プロジェクト実施者 審査機関
②	実施規程	プロジェクト実施者向け	プロジェクト実施者がプロジェクト計画書の作成から排出削減･吸収量の認証までの一連の手続において満たすべき要件を定めるもの	プロジェクト実施者
		審査機関向け	審査機関が妥当性確認及び検証において、満たすべき要件を定めるもの	審査機関
③	モニタリング・算定規程		方法論に定められたモニタリング項目ごとに、従うべき具体的なモニタリング方法を定めるもの	プロジェクト実施者
④	方法論策定規程		方法論の策定に必要な要件及び策定手続を定めるもの（本文書）	方法論策定者
⑤	方法論		排出削減･吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減･吸収量の算定方法、モニタリング方法等を定めるもの	プロジェクト実施者
⑥	約款	プロジェクト実施者用	プロジェクト実施者が、制度管理者との関係で契約の形で①,②,③,⑤の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	プロジェクト実施者
		審査機関用	審査機関が、制度管理者との関係で契約の形で①,②の文書に規定された事項を遵守すべきことを定めるもの	審査機関

第2章　方法論の基本的事項

2.1　方法論の体系

方法論は、以下の体系に基づき分類する。

・森林分野（FO）

京都議定書第３条３及び４に基づく活動のうち新規植林・再植林活動及び森林経営活動により温室効果ガスを吸収する分野をいう。

2.2　方法論の構成

方法論の構成は以下のとおりとする。なお、方法論には要求事項に加え、点線の枠内に手引き、解説等を示す。

・方法論番号

方法論を識別するための番号を記載したもの

・方法論名称

方法論の名称を記載したもの

・適用条件

方法論の適用条件を定めるもの

・吸収量の算定

吸収量の算定式を定めるもの

・プロジェクト実施後吸収量の算定

プロジェクト実施後吸収量の算定式を定めるもの

・プロジェクト実施後排出量の算定

プロジェクト実施後排出量の算定式を定めるもの

・ベースライン吸収量の考え方

ベースライン吸収量の考え方を定めるもの

・ベースライン吸収量の算定

ベースライン吸収量の算定式を定めるもの

・モニタリング方法

ベースライン吸収量、プロジェクト実施後吸収量及びプロジェクト実施後排出量を算定するために必要となるモニタリング項目及びモニタリング方法例等を示すもの

・付記

適用条件及び吸収量の算定方法以外に必要な要求事項を定めるもの

・附属書

特定のプロジェクトにのみ必要となる要求事項及び参考情報を定めるもの

2.3　吸収量の概念

ベースライン吸収量とプロジェクト実施後吸収量及びプロジェクト実施後排出量との差が吸収量となる。

2.4　吸収量の算定で考慮すべき吸収活動及び排出活動

京都議定書第３条３及び４に基づく吸収活動及び排出活動のうち、以下の活動を対象とする。

- 新規植林・再植林活動
- 森林経営活動

また、その内それぞれの活動における地上部のバイオマス吸収量及び排出量並びに地下部のバイオマス吸収量及び排出量を算定する。

第3章　各構成要素の策定規程

3.1　方法論番号

方法論番号は、方法論の識別番号及び版番号で構成する。識別番号は英字及び数字 3 桁で構成され、英字については、「2.1 方法論の体系」に基づくものとする。版番号については、「4.2 方法論の改定手続」に基づくものとする。

3.2　方法論名称

方法論の名称は、採用する技術を一般的に示す名称とする。

なお、プロジェクト概要の説明を点線の枠内に参考情報として示す。

3.3　適用条件

以下の事項については、適用条件として設定する。

- （森林経営活動の場合）プロジェクトが市町村長等の認定を受けている森林経営計画又は森林施業計画に沿って実施されること。
- （新規植林・再植林活動の場合）検証申請時までに、プロジェクト実施地が森林経営計画又は森林施業計画に含まれること。

上記以外にも必要に応じて、その他の適用条件を設定する。

なお、設定した適用条件に対して詳細な説明が必要な場合は、その説明を点線の枠内に参考情報として記載する。

3.4　吸収量の算定

吸収量は、「3.5 プロジェクト実施後吸収量の算定」で求めた吸収量から、「3.6 プロジェクト実施後排出量の算定」で求めた排出量及び「3.8 ベースライン吸収量の算定」で求めた吸収量を減じることにより算定する。

・吸収量　＝　プロジェクト実施後吸収量　－　プロジェクト実施後排出量　－　ベースライン吸収量

なお、算定する吸収活動及び排出活動の一覧を点線の枠内に参考情報として示す。

3.5　プロジェクト実施後吸収量の算定

プロジェクト実施後吸収量の算定式を要求事項として示す。

プロジェクト実施後吸収量は、地上部バイオマス中の CO2 吸収量及び地下部バイオマス中の CO2 吸収量を合計することにより求める。

＜プロジェクト実施後吸収量の算定例＞

・プロジェクト実施後吸収量

　＝地上部バイオマス中の CO2 吸収量＋地下部バイオマス中の CO2 吸収量

・地上部バイオマス中の CO_2 吸収量
　＝Σ階層 i における地上部バイオマス中の CO_2 吸収量
　＝Σ（面積×幹材積成長量×拡大係数×容積密度×炭素比率）
・地下部バイオマス中の CO_2 吸収量
　＝Σ階層 i における地下部バイオマス中の CO_2 吸収量
　＝Σ（階層 i における地上部バイオマス中の CO_2 吸収量×地下部率）

なお、手引き、解説等が必要な場合は、適宜、手引き、解説等を点線の枠内に参考情報として示す。

3.6　プロジェクト実施後排出量の算定

プロジェクト実施後排出量の算定式を要求事項として示す。

プロジェクト実施後排出量は、地上部バイオマス中の CO_2 排出量及び地下部バイオマス中の CO_2 排出量を合計することにより求める。

＜プロジェクト実施後排出量の算定例＞

・プロジェクト実施後排出量
　＝地上部バイオマス中の CO_2 排出量＋地下部バイオマス中の CO_2 排出量
・地上部バイオマス中の CO_2 排出量
　＝Σ階層 i における地上部バイオマス中の CO_2 排出量
　＝Σ（面積×幹材積×拡大係数×容積密度×炭素比率）
・地下部バイオマス中の CO_2 排出量
　＝Σ階層 i における地下部バイオマス中の CO_2 排出量
　＝Σ（階層 i における地上部バイオマス中の CO_2 排出量×地下部率）

なお、手引き、解説等が必要な場合は、適宜、手引き、解説等を点線の枠内に参考情報として示す。

3.7　ベースライン吸収量の考え方

・（森林経営活動の場合）適切な森林施業が行われない又は継続されなかった場合の CO_2 吸収量とする。

・（新規植林・再植林活動の場合）植林活動前の土地利用（例：草地）の CO_2 吸収量とする。

なお、手引き、解説等が必要な場合は、適宜、手引き、解説等を点線の枠内に参考情報として示す。

3.8　ベースライン吸収量の算定

ベースライン吸収量の算定式を要求事項として示す。

＜ベースライン吸収量の算定例＞

・（森林経営活動の場合）ベースライン吸収量　＝　０
・（新規植林・再植林活動の場合）ベースライン吸収量　＝　０

なお、手引き、解説等が必要な場合は、適宜、手引き、解説等を点線の枠内に参考情報として示す。

3.9　モニタリング方法

モニタリングが必要な項目については、モニタリング方法例、モニタリング頻度及び留意事項等を設定する。なお、手引き、解説等が必要な場合は、適宜、手引き、解説等を点線の枠内に参考情報として記載し、該当するモニタリング項目の注釈と対応させる。

3.10　付記

「3.1 方法論番号」から「3.9 モニタリング方法」以外に必要な要求事項を定める。

なお、妥当性確認に当たって提出する必要がある資料一覧、妥当性確認及び検証に当たって準備が必要な資料一覧並びに方法論の制定及び改定内容の詳細を点線の枠内に参考情報として示す。

3.10.1　追加性の評価の例外について

追加性は、原則として、経済的障壁により評価するが、個別の方法論において以下の内容を定めることができる。

（１）一般慣行障壁

経済的障壁がない（経済的な優位性がある）にも関わらず、障壁があるため普及が進んでいない技術に対しては、一般慣行障壁により追加性を評価することができる。一般慣行障壁の有無は、以下の２つの要件を満たすことで評価する。

①　当該活動の普及を妨げる障壁が特定できること。

②　特定した障壁により、実際に普及が妨げられていることが合理的に説明できること。

（２）追加性の評価の省略（ポジティブリスト）

追加性（経済的障壁及び一般慣行障壁）を有する蓋然性の高い方法論については、個別のプロジェクトにおける追加性の証明を省略（ポジティブリスト化）することができる。

蓋然性が高いか否かは、原則として、方法論の対象となるプロジェクトが追加性を有する信頼度が 95%以上かどうかで判断する。

追加性の有無は外部環境の状況により変化すると考えられるため、原則として、1 年ごとに確認し、必要に応じて見直すこととする。

3.11　附属書

特定のプロジェクトにのみ必要となる要求事項及び参考情報を定める。

第4章　方法論の策定及び改定手続

4.1　方法論の策定手続

方法論の策定手続は、以下のとおりとする。

① 方法論提案者は、方法論承認申請書を制度管理者へ提出する。

② 制度管理者は、方法論提案者から方法論承認申請書の提出を受けたとき、遅滞なく運営委員会委員へ申請内容を報告する。

③ 制度管理者は、必要に応じ有識者等から意見聴取を行い、方法論提案者から申請のあった方法論について所要の調整を実施することができる。この際、方法論提案者は、制度管理者からの要請に従い、必要な情報を提供しなければならない。

④ 制度管理者は、方法論提案者から申請のあった方法論についてパブリックコメントを実施する。

⑤ 制度管理者は、パブリックコメントの結果の取りまとめを行い、必要に応じて方法論提案者から申請のあった方法論を修正する。

⑥ 運営委員会は、方法論提案者から申請のあった方法論に関する審議を行う。

⑦ 制度管理者は、委員会での審議を踏まえ、方法論を承認し方法論番号を付す。

4.2　方法論の改定手続

要求事項の改定を行う場合は、原則として、前項の「方法論の策定手続」に従い改定を行う。手引き、解説等の改定を行う場合は、制度管理者で修正を行い、その内容を遅滞なく運営委員会委員へ報告する。

方法論は版で管理し、版の番号は「Ver.a.b」とする。ここで、a 及び b は数字にて表現することとし、要求事項に係る改定の場合は a に 1 を加え、手引き、解説等に係る改定の場合は b に 1 を加える。

施行日

本文書は、平成 25 年〇月〇日から施行する。

改定履歴

Ver	制定／改定日	有効期限	内容
1.0	H25.●.●	—	新規制定